

## 奈良県告示第四百二十九号

奈良県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年二月奈良県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の奈良県建築計画概要書等閲覧規程第二条第二号、第六号又は第八号の場所において閲覧することができた概要書は、それぞれこの告示による改正後の奈良県建築計画概要書等閲覧規程第二条第二号、第四号又は第三号の場所において閲覧することができる。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削る。